

○富里市産業振興基本条例

平成28年 3月17日条例第5号

富里市産業振興基本条例

（目的）

第1条 この条例は、成田国際空港及び都心との近接性並びに東関東自動車道等の利便性等、本市が有する地域特性を活用しつつ産業の振興についての基本理念を定め、市、事業者及び経済団体の役割等を明らかにすることにより、均衡のとれた産業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- （2）商店街 市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- （3）経済団体 農業協同組合、商工会、商店会、地域工業団体その他の市内において産業の振興に関する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫による自主的な努力を基本に、事業者、経済団体及び市が連携し、市民の理解と協力の下に推進されなければならない。

- 2 産業の振興は、地域経済の循環及び雇用の拡大が図られるよう推進しなければならない。
- 3 産業の振興は、経済的又は社会的環境の変化に対応して推進しなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- （1）農業の振興を図るため、生産基盤の整備、担い手の確保及び育成、農地の有効利用、富里ブランドの拡大、農業及び農産物と触れ合う機会の充実、持続可能な農業の実現等に関し必要な施策
- （2）商業の振興を図るため、商店街における環境の整備、地域における事業者の新たな連携、商店会の活性化等に関し必要な施策
- （3）工業の振興を図るため、良好な操業環境の確保、販路の拡大等による経営の安定化等に関

し必要な施策

(4) 観光の振興を図るため、豊かな自然の活用、観光資源の発掘や創出、観光情報の発信、成田国際空港との近接性等の地域特性を活用した観光客誘致の推進等に関し必要な施策

(5) 各産業分野間の連携に関し必要な施策

(6) 企業誘致の推進を図るため、立地環境の整備、地域の特性を活用した産業の集積等に関し必要な施策

(7) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。）、特に小規模企業者（同法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）の振興を図るため、経営の拡大及び安定への支援、創業、新たな事業の創出等に関し必要な施策

(8) 雇用を促進するため、市民の雇用の確保、就労環境の整備等に関し必要な施策

(9) その他産業を振興するために市長が必要と認める施策

2 市は、産業の振興に関する施策の実施に当たっては、事業者及び経済団体との協働に努めるとともに、国、千葉県、他の地方公共団体、大学等との連携に努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、自らの創意工夫により、周辺的生活環境との調和及び市民生活の安全確保に配慮するとともに、経営基盤の安定、人材の育成、従業員の福利厚生の実施等に努めるものとする。

2 事業者は、経済団体に加入するよう努めるとともに、市又は経済団体が行う産業の振興のための事業に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、経済団体が産業の振興のための事業を実施するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、事業活動を行うに当たっては、事業者間の連携に努めるとともに、地域で産出される製品又は役務の利用に努めるものとする。

5 事業者は、地域雇用の促進に努めるものとする。

6 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の設置者は、経済団体に積極的に加入するよう努めるとともに、当該大規模小売店舗において小売業等を営む者に対しても、経済団体への加入等必要な協力を求めるよう努めるものとする。

（経済団体の役割）

第6条 経済団体は、自らの組織の強化に努め、事業者の事業活動に関する支援を行うとともに、市等と協働し、産業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

2 経済団体は、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、産業の振興が自らの生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、市又は経済団体が実施する産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(産業振興ビジョン)

第8条 市長は、産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、事業者及び経済団体と協力して産業振興ビジョンを定めなければならない。

2 市長は、経済的又は社会的状況の変化等を勘案し、適宜、産業振興ビジョンに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

(富里市産業振興推進会議)

第9条 産業の振興に関し必要な事項を調査審議するため、富里市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 事業者

(2) 経済団体の関係者

(3) 公募による者

(4) 有識者

(5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進会議に、産業の振興についての的確な助言を行うアドバイザーを置くことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。